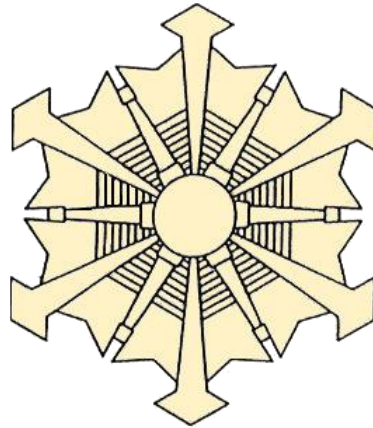


令和元年 8 月

砺波地域消防組合議会

定例会会議録



砺波地域消防組合議会

本議会に付議された議案等の件名

- 議案第 5 号 令和元年度砺波地域消防組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 号 砺波地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 砺波地域消防組合手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第 8 号 砺波地域消防組合火災予防条例の一部改正について
- 議案第 9 号 財産の取得について
- 認定第 1 号 平成 3 0 年度砺波地域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

令和元年 8 月 砺波地域消防組合議会定例会目次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
開議及び閉議の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため議場に出席した者の職・氏名	1
職務のため議場に出席した事務局職員	2
開会・開議	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
議案第 5 号から議案第 9 号及び認定第 1 号	3
提案理由説明（夏野修管理者）	3
決算審査報告（佐野勝隆代表監査委員）	4
提出議案に対する質疑（一般質問）	6
討論（議案第 5 号から議案第 9 号及び認定第 1 号）	14
採決（議案第 5 号から議案第 9 号及び認定第 1 号）	14
閉会のあいさつ（桜井森夫副管理者）	16
閉会の宣告	16

令和元年8月砺波地域消防組合議会定例会会議録

1. 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第5号 令和元年度砺波地域消防組合一般会計補正予算(第1号)

議案第6号 砺波地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
改正について

議案第7号 砺波地域消防組合手数料徴収条例の一部改正について

議案第8号 砺波地域消防組合火災予防条例の一部改正について

議案第9号 財産の取得について

認定第1号 平成30年度砺波地域消防組合一般会計歳入歳出決算認定につ
いて

(提案理由説明、一般質問・質疑、討論、採決)

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

1. 開議及び閉議の日時

8月21日 午後 4時00分 開議

8月21日 午後 4時57分 閉議

1. 出席議員(11名)

1番 山室秀隆君	2番 古軸裕一君
3番 義浦英昭君	4番 藤本雅明君
5番 川辺一彦君	6番 榊祐人君
7番 蓮沼晃一君	8番 石田義弘君
9番 今藤久之君	10番 向川静孝君
11番 稲垣修君	12番 山森文夫君

1. 欠席議員(0名)

なし

1. 説明のため議場に出席した者の職・氏名

管理者 夏野修君	副管理者 桜井森夫君
副管理者 田中幹夫君	監査委員 佐野勝隆君

会計管理者	南	佳子	君	消防長	中	谷博之	君
次長	西	井隆生	君	次長	石	築建治	君
総務課長	野	村勇洋	君	予防課長	田	中伸幸	君
警防課長	下	保範翁	君	会計課長	山	田秀雄	君
砺波消防署長	石	田忠弘	君	小矢部消防署長	松	嘉一	君
南砺消防署長	常	本保広	君				

1. 職務のため議場に出席した事務局職員

総務課企画管財係長 大家吉弘

1. 会議の経過

午後 4時00分 開議

開 会 ・ 開 議

○議長（向川静孝君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、令和元年8月砺波地域消防組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、夏野管理者ほか関係者の出席を求めてあります。

次に、お手元に配付のとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の報告を受けておりますので、ご確認をお願い申し上げます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（向川静孝君） これより、本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、議長において1番 山室秀隆君、2番 古軸裕一君を指名いたします。

日程第2

会期の決定

○議長（向川静孝君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本8月定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向川静孝君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3

議案第5号から議案第9号及び認定第1号

○議長（向川静孝君） 次に、日程第3 議案第5号から議案第9号まで 令和元年度砺波地域消防組一般会計補正予算（第1号）ほか4件及び認定第1号 平成30年度砺波地域消防組一般会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

（提案理由の説明）

○議長（向川静孝君） 提案理由の説明を求めます。

管理者 夏野 修君。

〔管理者 夏野 修君 登壇〕

○管理者（夏野 修君） 本日、令和元年8月砺波地域消防組議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席をいただき厚くお礼申し上げます。本年5月1日、元号が平成から令和へ改元され、今回が令和初めての組会議会となります。新しい時代を迎え、気持ちも新たに様々な消防行政の課題を解決しながら、更に砺波地域が安心安全で住みよいまちとなるよう努力してまいりますので、今後とも議員各位並びに市民の皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、報道等でご承知のとおり、先般、アニメ制作会社を標的に放火による火災で、死者35人、負傷者33人にもおよぶ凄惨な事件が発生しております。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、負傷された皆様には、衷心よりお見舞い申し上げます。また、6月には管内の温泉施設で利用客3名が金槌を持った男に襲われるという事件が発生しています。不特定多数の方が癒しを求めて利用する施設で、無差別的に危害を加えた事件は、管内では前例がなく驚きをもって受けとめた次第であります。市民の安心安全を守るため、現場へ向かう消防吏員の安全確保にも意を配し、このような状況でも冷静かつ適切な対応ができるよう、改めてその対策を検討するとともに、警察署とも綿密な連携を図る必要があるものと考えております。

さて、去る、7月27日に開催されました第70回富山県下消防団消防操法大会について

でございますが、小矢部市消防団から出場されました埴生分団、砺波市消防団から出場されました中野分団がそれぞれポンプ車操法の部で上位入賞を果たされ、引き続き砺波地域管内各消防団のレベルの高さを示されたものと認識しております。改めて、今回出場されました各消防団員の方々のご努力とその活動を支えられたご家族、同僚団員、そして地元の方々をはじめとする関係各位の皆様に対しまして、心から敬意を表したいと存じます。一方、11月13日に横浜市で開催されます第24回全国女性消防操法大会に富山県代表として砺波市女性消防隊が出場されます。この全国大会においても上位入賞を目指し、さらなる操法技術等の向上をご期待申し上げるものであります。

それでは、これより本日提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。まず、議案第5号 令和元年度砺波地域消防組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、平成30年度砺波地域消防組合一般会計歳入歳出決算額の確定により、歳入歳出差引残額4千589万5千693円を構成3市に償還するものであります。これにより、歳入歳出をそれぞれ4千589万5千円増額補正し、歳入歳出予算の総額を21億7千839万5千円とするものであります。

議案第6号 砺波地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、働き方改革を推進するための関係法律により、時間外労働の上限等が導入されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第7号 砺波地域消防組合手数料徴収条例の一部改正につきましては、手数料の標準に係る政令の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

議案第8号 砺波地域消防組合火災予防条例の一部改正につきましては、関係法令の用語等の改正により、所要の改正を行うものであります。

議案第9号の財産の取得については、砺波消防署に配備いたします救助工作車及び救助用資機材を購入するものであります。

次に認定第1号 平成30年度砺波地域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、監査委員の意見を添えて、議会の認定を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました議案の説明といたします。何とぞ、ご審議いただき、可決又は認定をいただきますようお願い申し上げます。

(決算審査報告)

○議長（向川静孝君） 次に、監査委員から平成30年度砺波地域消防組合一般会計歳入歳出決算の審査結果報告があります。

代表監査委員 佐野 勝隆君。

〔代表監査委員 佐野 勝隆君 登壇〕

○代表監査委員（佐野 勝隆君） 平成30年度 砺波地域消防組合一般会計歳入歳出決算につきましては、去る7月23日に砺波地域消防組合消防本部において審査をいたしました。以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

審査の方法につきましては、決算書が議会で議決された科目によって適正に執行、かつ表示されているか否かを確認し、予算額及び収入済額並びに支出済額について予算書及び証拠書類等に基づいて作成された関係諸帳簿と計数照合を行ったものであります。

さらに、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の審査を行い、既に実施した例月出納検査の状況を参考に、関係職員から聴取しながら監査を実施したものであります。

平成30年度の決算額は、歳入が23億1,742万9,233円、歳出が22億7,153万3,540円で、歳入歳出差引額及び実質収支は、4,589万5,693円となっております。前年度に比べて歳入では9.4%の増、歳出においては9.6%の増となっております。決算の概要及び審査の結果につきましては、お手元に配付してあります一般会計歳入歳出決算状況審査意見書のとおりであります。

歳出の主な増減について申し上げます。

議会費では、平成30年度は臨時会の開催がなかったことから6万円、13.5%減少しております。総務費では、構成市への分担金償還額が前年度より1,089万6千円減少したこともあり、731万4千円、13.2%減少しております。消防費のうち常備消防費では、県西部消防指令センターの指令システムを更新したことから、前年度より2億936万4千円、12.2%増加しております。また、消防施設費では、南砺消防署東分署の高規格救急自動車、小矢部消防署及び南砺消防署の資材運搬自動車を更新。また、小矢部消防署はしご付き消防自動車のオーバーホールを実施。前年度に比べ1,472万9千円、14.6%減少しております。公債費では、平成29年度からの繰越金の一部である1,015万2千円を繰り上げて組合債の償還に充てたことから、前年度より1,244万円、6.1%増加しております。以上が砺波地域消防組合一般会計歳入歳出決算の概要であります。

厳しい財政状況の中ではありますが、計画的に消防車両や救助、救命用資機材、また、指令システムなど更新もされており、消防活動を支える消防施設の充実強化が図られていることは、地域住民の安心・安全に繋がるものと思います。今後も、消防広域化による効果を最大限に活用し、消防団をはじめとする関係機関との連携を深め、職員一丸となって職務に精励し、地域住民からの要請や安心・安全への思いに応えられるよう期待し、決算報告といたします。

○議長（向川静孝君） この際、暫時休憩をいたします。

午後 4時16分 休憩

午後 4時17分 再開

○議長（向川静孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。ここで申し上げます。会議規則第8条の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

提出議案に対する質疑（一般質問）

○議長（向川静孝君） これより、一般質問並びに提出案件に対する質疑に入ります。通告により、発言を許します。

2番 古軸裕一君。

[2番 古軸裕一君 登壇]

○2番（古軸裕一君） 通告に従いまして一般質問を分割質問分割答弁方式で行います。

国では平成18年に「市町村における消防の広域化」を消防組織法に位置付け、2期10年以上にわたり広域化を推進してきました。砺波地域消防組合は、平成23年4月に砺波市、小矢部市、南砺市が常備消防の広域化を実現し、その後も平成26年に高岡市や氷見市と消防指令事務共同運用を開始し、昨年は県西部消防指令センターにおいてシステム改修が実施され、高機能消防指令センターとしての機能充実が図られました。

人口減少が著しい地方自治体にとって、財政面や消防の機能維持或いは機能強化の面からも今後もさらに消防の広域化を進めていかなければいけないものと考えます。このような中、先月には高岡市と氷見市が消防の広域化に向けて、その準備をスタートし2021年、令和3年4月を広域化実現の目標とすることが報じられました。

昨年の川辺議員の一般質問でも県西部消防指令センターとしての射水市との共同化を問われましたが、改めて消防の広域化における今後の計画について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（向川静孝君） 答弁を求めます。管理者 夏野 修君。

[管理者 夏野 修君 登壇]

○管理者（夏野 修君） 今ほどありました「県西部消防指令センターにおきます共同化の拡大等について」のご質問にお答えいたします。

消防指令事務につきましては、平成26年1月1日から県西部消防指令センターにおきまして先ほど議員からも紹介がありましたが高岡市、氷見市、本組合の3消防本部で共同運用しているところであります。

この共同運用によりまして、市域を問わず救急要請場所に最も早く到着できる救急隊を即時に判断し、出動させることによる救急の迅速化、また、住宅密集地火災への応援出動、救

助等の迅速な応援出動などによる消防力の強化、また、施設整備や維持管理の省力化により業務の効率化などが図られているところであります。

この消防指令システムにつきましては、平成23年度に高岡市が更新整備したものを一部改修して運用してきたものでありますが、設置後7年が経過した平成30年度において機器の更新等を行ったところは、先ほど議員も紹介されたところであります。

次期指令システムの更新につきましては、令和7年度に予定されているところであります。令和6年度に実施設計を行い、機器の選定や指令システムの詳細を検討することになると考えているところであります。この機会が共同運用している指令業務の共同化を拡大するタイミングであると認識はしております。指令システムの更新には、多額の事業費が必要なことから、指令業務の更なる共同化の拡大を図ることにより財源的なメリットを最大限活用することが可能となるものであります。

本組合では、高岡市、射水市、氷見市の各消防本部と平成27年6月に富山県西部消防機関連絡会議というものを設置して、情報交換をはじめ合同訓練の実施など連携強化の取り組みを継続的に行っているところであります。

この連絡会議の中で、指令業務の共同化の拡大についても協議事項として取り上げております。ここ数年の内には射水市側から何らかの意思表示がなされるものと考えておりまして、それを受けて必要な対応をすることになると考えております。

私からは以上であります。

○議長（向川静孝君） 2番 古軸裕一君。

[2番 古軸裕一君 登壇]

○2番（古軸裕一君） 2項目めの質問をさせていただきます。

砺波地域消防組合消防本部等は、昭和48年6月に建てられ46年経過しておりますが、砺波地域消防組合公共施設等総合管理計画では、令和5年度に建て替え時期を計画しております。一方、地方債充当率100パーセントで交付税算入率70パーセントの有利な緊急防災減災事業債については、令和2年度までの制度となっており、今後の継続については不透明であります。

消防本部の建て替えについては、砺波消防署や消防の広域化などとセットで考えていく必要があると考えますが、今後の建て替え見通しや財源確保の方法、或いは砺波地域消防組合公共施設等総合管理計画の見直し等についてお伺いします。

○議長（向川静孝君） 答弁を求めます。管理者 夏野 修君。

[管理者 夏野 修君 登壇]

○管理者（夏野 修君） 今ほどの、この庁舎、砺波署の関係の質問であります、最初に公共施設等総合管理計画を策定した経緯につきまして申し上げますと、公共施設等の全体の状況を把握して、中長期的な視点をもって更新や長寿命化などを計画的に行うことによって、構成市の財政負担の軽減又は平準化を図り、将来にわたって持続可能な消防サービスの提供を行うため策定したものであります。

この計画のなかで、既存建物の目標耐用年数につきましては、24時間常時使用することによる影響や法定耐用年数などを考慮し、鉄筋コンクリート造については50年、鉄骨造については38年を採用することといたしまして計算しております。

なお、施設を更新するための有利な事業債の財源確保が、先ほど緊防債の話もありましたが、若干まだ不透明な状況にあります。また、本組合構成3市の財政状況も厳しい中で、目標耐用年数経過後に一律に更新するという事は現実的ではなく、本組合の公共施設等総合管理計画自身の見直しも視野に入れて、個別施設計画を策定する必要があるものと考えております。

消防本部の一部と砺波署については、昭和48年の建設であり、計算では令和5年度には目標耐用年数を向かえることから、公共施設等総合管理計画では3か年をかけて更新するという計画になっていると思います。最近では、南砺署や東分署、津沢所、少し古くなりますが庄東所も含めまして、それぞれの署所が綺麗になりましたから、この建物の古さが目立ってきてますが、実は平成11年に大規模改修を行い耐震化自身は済んでおりますので、すぐに使えなくなるということでもありませんので、目標耐用年数経過後も施設の維持管理をしっかりとして使っていきたいと思っております。

いずれにしても、ずっと使える訳でもありませんので、事業費に対する財源をしっかりと確保することもありますし、更新の時期については、改めて今後、構成各市と十分検討して進めていくことになると考えております。

私からは以上であります。

○議長（向川静孝君） 2番 古軸裕一君。

[2番 古軸裕一君 登壇]

○2番（古軸裕一君） 次に3項目めといたしまして女性の消防職員について質問させていただきます。

女性の活躍推進は、国の成長戦略の重要な柱として平成27年に総務省消防庁は、全国の消防職員に占める女性の割合を2026年4月までに5パーセントに引き上げる数値目標を定め女性職員の採用を促しておりますが、現時点における砺波地域消防組合の女性職員数とその割合や今後の採用計画についてお伺いいたします。

また、女性職員の採用では子供や高齢者、災害時の要支援者など多様な住民への対応力が

向上すると言われておりますが、女性職員採用による市民サービスの向上と消防力の増進についてどのように捉えているのかお伺いします。

項目3の最後の質問として、女性職員の職場環境についてお伺いします。女性の採用数を増やすには、職場の環境に配慮することが大切であります。平成27年に消防庁が実施した「子どもがいる女性職員112人からのアンケート結果」では「結婚・出産・子育ては、仕事と家庭を両立させる上で大きな困難」と答えた方が75パーセントいたそうであります。せっかく資格を取得し消防力或いは支援力などが向上しても、家庭との両立が困難で退職されては貴重な消防戦力を失うことになり、女性職員が安心して働ける環境についてハードとソフト両面からの整備を充実させていくことが、砺波地域消防組合としての消防力アップにも繋がるものと考えますが、見解と今後の整備に対する計画についてお伺いします。

○議長（向川静孝君） 答弁を求めます。消防長 中谷博之君。

[消防長 中谷博之君 登壇]

○消防長（中谷博之君） 3項目めの「女性の消防職員について」のご質問にお答えします。

まず、1点目の「女性職員数、割合と今後の採用計画は」のご質問につきましては、平成27年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行に基づき、消防庁が全国的な数値目標として2026年、令和8年までの10年間で女性職員比率を倍増させ5パーセントに引き上げる目標を示しました。これを踏まえ、本組合では令和3年度当初までに達成すべき目標を3.5パーセント以上に設定した「女性職員の活躍の推進に関する砺波地域消防組合 特定事業主 行動計画」を平成27年度末に策定しております。

平成23年 組合設立時は、2名の女性職員でスタートしましたが、平成27年度末、行動計画策定時には消防職員184名のうち女性職員は4名で2.2パーセントの割合でした。さらに、平成28年度に1名、平成29年度に1名を採用し、本年度当初では、消防職員183名のうち女性職員は6名で3.3パーセントとなっており、あと1名の採用により目標を達成する見込みであります。

今後、女性職員が更に活躍できるよう体制の整備や取り組みを進めながら、令和3年度から令和7年度までの5年間の「後期行動計画」を策定し、消防庁が掲げる全国的な数値目標5パーセントの達成を目途に採用を進めてまいりたいと考えております。

次に2点目の「市民サービスの向上や消防力の増進に繋がった点について」のご質問につきましては、まず、市民サービスの向上や消防力の増進に繋がるいくつかの事例をご紹介します。

1つ目として、通常業務での窓口対応や電話対応で女性特有の気遣い、ソフトな対応や受け答えが来訪者から好感を持たれていることや、また、相手方の反応も良くなっていると男性職員が感じており、来訪者からも「声が柔らかく聞き取りやすかった」、「女性同士、話が

しやすかった」などの評価もいただいております。

2つ目として、AEDを含む救急講習会などで若い女性から下着等の着脱についての質問があり、男性職員では伝えにくい内容でも女性職員がいることにより、お互いが同性であることから質問しやすく、話しやすいといった意見もよく聞かれるところであります。

3つ目として、救急現場で20代女性が胸部に痛み・苦しみを訴え、男性職員では躊躇する観察や心電図測定において、女性隊員の柔軟な対応によりスムーズに実施することができたこと。また、傷病者や家族から「女性の隊員さんが居てくれてよかった」と言われ、不安な時に女性がいることで安心感を与えることができたことなどが挙げられます。

このように「女性ならでは」の特性や一般的なイメージも大切と考えますが、職員個々が持つ特性や特技・能力が十分に発揮できるよう研修や訓練を通じ、人材育成や環境整備に努めていき、結果的に男性職員に不足しがちな領域を女性職員が補い、あるいは女性職員が苦手な部分を男性職員が補うことで相乗効果を生み、市民サービスの向上や消防力の増進に繋げてまいりたいと考えております。

次に3点目の「職場環境の整備について」のご質問につきましては、まず、職場環境のハード面の整備についてであります。現在、女性職員は基幹署及び分署に配置しております。砺波署では平成18年、最初の女性消防士の採用に向け、女性専用設備として更衣室、仮眠室、浴室、洗面室、洗濯機、乾燥機、休憩室等を改修整備しております。また、小矢部署は、平成28年度に改修整備し、平成29年度より女性職員を配置しております。なお、署所再編により新設された南砺消防署及び東分署は、竣工時より女性専用設備を完備しております。施設面では類似規模の組合等と比較して、また、県内でも環境は整っている状況であると考えております。

次に職場環境のソフト面ですが、女性職員が安心して働ける職場環境づくりには、男性職員の理解、協力が不可欠なことから職場と家庭の両立について、職員全体で意識レベルを上げる取り組みが重要と考えます。

また、「在職する女性職員がいかに働き続けるか」といった点と「女性職員の新規採用」といった両面から育児休暇などの支援制度の情報提供、人事配置上の配慮、ハラスメント対策等の環境整備、また、女子学生等に採用に向けた効果的なピーアール活動などに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、来る9月6日には「第45回東近畿地区女性消防官業務研修会」を本組合にて誘致開催することとしており、現在、本組合女性職員6名が中心となり準備を進めているところであります。当日は、国の「女性活躍推進アドバイザー制度」を利用し、講演、分科会を企画しており東近畿地区より女性消防職員をはじめ人事担当職員など60名余りに加え、本組合男性職員も参加する予定であります。

また、本年度新規として、12月には女性職員1名を消防大学の「女性活躍推進コース」7日間に教育派遣する予定であり、女性職員の職域拡大はもとより、職員全体の資質向上を

図り、消防力アップに繋げてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（向川静孝君） 2番 古軸裕一君。

[2番 古軸裕一君 登壇]

○2番（古軸裕一君） それでは次に項目4の1つ目の質問として、糸魚川大火を教訓とした木造住宅密集地域における大火の検証についてお伺いをいたします。

砺波地域消防組合の管内において、過去に福光大火や小矢部大火など何度か大きな火災を経験しておりますが、平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市での大火災は未だ記憶に新しいものであります。昭和51年に発生した山形県の酒田大火以来の規模であり、住宅店舗などが密集する市街地では大規模な火災を引き起こす可能性があることを教訓として、強く受け止めておく必要があると考えております。消防白書によれば、焼失面積が約4万平方メートルで144棟が焼けました。幸いにも日中だったこともあり、死者が出なかったことが不幸中の幸いであったと考えております。しかし、深夜に起きていたら、さらに大きな犠牲があったものと考えております。糸魚川の大火などを教訓として、広域消防としての消火活動を検証しておくことが大切と考えますが、その見解をお伺いします。

木造住宅密集地域等における大火の2つ目の質問として、国では糸魚川大火を受けて木造住宅密集地域における火災防ぎょ計画の策定を推進してきましたが、火災防ぎょ計画の策定状況と広域消防としての訓練の実施状況についてお伺いします。

○議長（向川静孝君） 答弁を求めます。消防長 中谷博之君。

[消防長 中谷博之君 登壇]

○消防長（中谷博之君） 4項目めの「木造住宅 密集地域における大火について」お答えいたします。

まず、1点目の「木造住宅 密集地など糸魚川大火における大火の検証について」のご質問につきましては、議員ご指摘のとおり大火における消火活動を検証することは、とても重要であり地域住民の安心、安全に直接結びつくものと考えます。本組合におきましては、糸魚川大火発生、数日後に現地に職員を派遣し、視察を実施しております。また、国や県が主催する検証会や講習会へ職員を派遣し、その結果を消防職員及び消防団員へ伝達する講習会など積極的に実施しているところであります。検証会では、初動体制が重要であること、また、大量の消火用水が必要となることからコンクリートミキサー車による消火用水の補給が有効であったことなどが挙げられておりました。本組合では、検証結果を踏まえて、危険性が高い地域の確認と指定を行うこと、その指定した場所の火災防ぎょ計画を策定すること、

広域消防応援体制を確認すること、また、消防水利の計画的な配備や給水活動に協力いただける民間事業者との連携の推進を行うことに加え、小規模飲食店への消火器の設置義務化に伴う説明と指導を行っているところであります。

次に、2点目の「火災防ぎょ計画の策定状況と広域消防としての訓練について」のご質問につきましては、本組合では、砺波市の出町及び庄川町市街地、小矢部市の石動及び津沢市街地、南砺市の福光、城端、井波及び福野市街地の計8か所を市街地・密集地に指定し、平成30年4月1日に「市街地・密集地火災防ぎょ計画」を策定しております。火災防ぎょ計画の策定においては、各市街地の地形、地理、水利や気象状況等を考慮し、延焼阻止ラインなど細部にわたり綿密にそれぞれ策定したところであります。

また、訓練につきましては、各市の消防団の春季・秋季訓練をはじめ構成3市の消防団と本組合で組織する砺波地域消防連絡会において、広域連携等を確認したり、各市の総合防災訓練では、自主防災組織や地域住民の皆様にもご参加をいただき実施しております。

有事の際には、消防力を最大限に行使し被害を最小限に抑えるとともに、まずは火を出さないことが重要でありますので、引き続き地域住民に対する防火意識の啓発強化にも努めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（向川静孝君） 2番 古軸裕一君。

[2番 古軸裕一君 登壇]

○2番（古軸裕一君） それでは最後の項目として梯子車についてお伺いします。

消防広域化の利点として高度な消防設備や施設等の整備が可能となりますが、重複する設備を統合して必要経費を抑えることも大きな利点と考えます。現在、梯子車は小矢部消防署に平成17年式で25メートル級と砺波消防署に平成8年式で30メートル級が1台ずつ配備されておりますが、過去10年間における稼働実績と稼働用途について、また、応援要請が可能な近隣市における梯子車の配備状況についてお伺いします。

続きまして項目5の2つ目の質問であります。梯子車は通常的車検に加え5年に1度のオーバーホールが必要とされ、平成29年度には砺波消防署に配備されている梯子車が約3千万円をかけて整備されました。また一昨年も小矢部署の梯子車が整備されたところであります。新規に購入を考えた場合は約2億5千万円の費用が必要であり、2台分の購入を含めた維持管理費として年間約2千5百万円から3千万円の必要経費が考えられますが、今後とも2台の梯子車を維持していく必要があるのか見解をお伺いします。

○議長（向川静孝君） 答弁を求めます。消防長 中谷博之君。

[消防長 中谷博之君 登壇]

○消防長（中谷博之君） 5項目めの「梯子車について」のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「稼働実績とその用途は」のご質問につきましては、本組合が保有している梯子車の現状は、古軸議員が述べられたとおり砺波署に配備している車両は、平成8年式、高さは30メートル級でポンプ機能を有したものでありますが、購入から23年が経過しております。一方、小矢部署に配備している車両は、平成17年式で比較的新しいものでありますが、高さは25メートル級でポンプ機能がないものであります。

梯子車については、高さ15メートル以上の建築物、いわゆる中高層建築物の火災を鎮圧することや、逃げ遅れた方を救助するため配備しているものでありますが、本組合管内には、現在、中高層建築物が198棟存在しております。

過去10年間の稼働実績については、自動火災報知設備の発報による警戒出動等はありませんが、現場で消火や人命救助活動を行ったことは無いのが現状であります。また、実際の出場ではありませんが、構成市の防災訓練での展示や試乗会、或いは出初式など市民へのアピールとして広報面でも活用しているところであります。

次に、2点目の「2台設置する必要性について」のご質問につきましては、本組合の車両更新計画では、令和4年度に砺波消防署の梯子車を、令和10年度に小矢部署配備の梯子車をそれぞれ更新する計画としております。梯子車を1台購入するには、議員が述べられましたとおり約2億5千万円の費用がかかる上、高所での活動による事故から要救助者を守るため、消防車両の安全基準により5年に1度は梯子機能等の大がかりな点検整備を実施することとなっており、この整備に1回あたり3千万円あまりの費用が必要となっているところであります。構成市の財政状況が厳しい中、本組合の車両更新計画は、見直す時期にきており、特に特殊車両の配備は、広域的な視点で近隣市と協議することも必要になってくるものと認識しております。

近隣市の梯子車の配備状況につきましては、直近では高岡消防署に35メートル級の車両が配備されておりますが、応援要請する場合には事前の協議等が必要となってきます。今後、梯子車の保有については、どのような方向が望ましいかについて、多角的に検討し構成市とも十分に協議を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（向川静孝君） 2番 古軸裕一君。

[2番 古軸裕一君 登壇]

○2番（古軸裕一君） 以上で私からの質問を終わります。

○議長（向川静孝君） 以上で一般質問並びに提出案件に対する質疑を終わります。

(討 論)

- 議長（向川静孝君） これより、討論に入ります。
討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。
以上で、討論を終わります。

(採 決)

- 議長（向川静孝君） これより、採決に移ります。
先ず、議案第5号について採決いたします。
お諮りいたします。議案第5号 令和元年度砺波地域消防組合一般会計補正予算（第1号）
について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（向川静孝君） 起立全員であります。よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(採 決)

- 議長（向川静孝君） 次に、議案第6号 砺波地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号 砺波地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（向川静孝君） 起立全員であります。よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(採 決)

- 議長（向川静孝君） 次に、議案第7号 砺波地域消防組合手数料徴収条例の一部改正について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号 砺波地域消防組合手数料徴収条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（向川静孝君） 起立全員であります。よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

（採 決）

○議長（向川静孝君） 次に、議案第8号 砺波地域消防組合火災予防条例の一部改正について採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号 砺波地域消防組合火災予防条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（向川静孝君） 起立全員であります。よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

（採 決）

○議長（向川静孝君） 次に、議案第9号 財産の取得について採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号 財産の取得について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（向川静孝君） 起立全員であります。よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

（採 決）

○議長（向川静孝君） 次に、認定第1号 平成30年度砺波地域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。認定第1号 平成30年度砺波地域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（向川静孝君） 起立全員であります。よって、認定第1号については、原案のとおり認定されました。

○議長（向川静孝君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました全案件の審議はすべて終了いたしました。

（閉会の挨拶）

○議長（向川静孝君） ここで、桜井副管理者から挨拶があります。

副管理者 桜井森夫君。

〔副管理者 桜井森夫君 登壇〕

○副管理者（桜井森夫君） 砺波地域消防組合議会 8 月定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

只今は、提案いたしました案件につきまして可決並びに認定を賜り、誠にありがとうございました。

平成 30 年度一般会計歳入歳出決算についてであります。ご承知のとおり本組合の財源のほとんどは構成市からの分担金でございます。構成市の財政状況が厳しい中、本組合の予算執行にあたりましては、適正で効率的な執行に意を配したところでございます。本年度におきましても、これまで同様、経費の削減を図りつつ最小の経費で最大の効果が表れるよう努めてまいりたいと考えております。

先ほど古軸議員からの質問事項につきましては、引き続き構成 3 市と十分に協議を重ねてまいりたいと考えているところでございます。議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、まだまだ暑い日が続くと思われま。議員各位にはご健勝でご活躍されますようにご祈念を申し上げ、本定例会閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（向川静孝君） これをもちまして、令和元年 8 月砺波地域消防組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

午後 4 時 57 分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年8月21日

議 長 向川 静孝

署名議員 山室 秀隆

署名議員 古軸 裕一